

Information

令和7年1月より時給を1200円に！只今、パート職員、募集中！

山脈はパート職員の時給を令和7年1月より1200円に改正しました。
詳しい仕事内容、給与、待遇等については法人事務局までお問合せください。

1. みやま工房（就労継続支援B型） ①法人事務職員 ②就労支援スタッフ

【仕事】①経理、労務、庶務など法人事務業務全般
②利用者の就労支援（作業指導、相談支援、支援記録など）

【勤務】①、②ともに、9時～16時（昼休憩1時間あり）

【休日】土曜日・日曜日・祝日（第2・第4土曜日は出勤の場合あり）

2. キッチンハウスみやま（就労継続支援B型） 就労支援スタッフ

【仕事】お弁当作り（調理、配膳など）

【勤務】8時～15時、6時間程度の勤務

【休日】土曜日・日曜日・祝日

3. 麦のゆめ（就労継続支援B型） 就労支援スタッフ

【仕事】パンやお菓子作り、パンの販売、内職などの軽作業、旅館のお掃除

【勤務】8時～17時 6時間程度の勤務（休憩1時間あり）

【休日】水曜日、日曜日

4. ハーモニーやまなみ（グループホーム） 世話人

【仕事】ホームでの利用者支援（食事提供、衛生管理、健康管理、金銭管理、相談支援、記録等）

【勤務】1日7時間（7時～10時、15時～17時）※中抜け勤務、月15日程度の勤務

※どの職種も勤務成績等により正規職員への登用のチャンスあり

令和7年度賛助会員受付中！

「山脈」の設立趣旨に賛同し、私達の活動を応援してくれる方を募集します。一口2,000円で何口でもかまいません。皆様の温かいご理解とご支援を宜しくお願い致します。

賛助会員 年会費 2,000円(一口)

山脈ニュースをお届けします

賛助会員になられた方には、毎月、当法人の活動の内容をお伝えする「山脈ニュース」をお届けします。

発行

特定非営利活動法人 山脈 理事長 笹澤 賢一

住所：〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 983-2

電話：0279-54-2947 FAX：0279-54-9171

E-mail：rep@npo-yamanami.jp

URL：<http://www.npo-yamanami.jp/>

運営 就労継続支援B型事業所「みやま工房」
就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」
就労継続支援B型事業所「キッチンハウスみやま」
グループホーム「ハーモニーやまなみ」1号・2号・3号・5号・6号

(文責：笹澤賢一)

NPO
法人

山脈ニュース

2025.3

No.260

旧優生保護法の被害者救済する法律が施行され、補償金の申請受付が始まりました！

令和6年10月8日、「旧優生保護法」のもとで強制不妊手術などを強いられ被害を受けた方々に対する補償金などの支給に関して定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が議員立法により国会において全会一致で成立しました。そして、令和7年1月17日、同法は施行され、各都道府県の窓口にて補償金の申請の受付が始まりました。

この法律の全文において、国会及び政府はその責任を認め、謝罪をし、そして、この法律が着実に執行し、被害を受けた全ての方々にその補償が受けられるように必要な準備を進めていくことを約束されています。

優生保護法により、多くの障害のある人たちが子供を作れなくする手術を強制されました。その被害者は全国で約2万5000人もいと言われています。その中には手術の内容も伝えられないままに手術をされた方も多くいました。そして、未だにその被害を知らない方や子供を作れないことに悩み苦しんでいる方がいます。きっと私達の身近にも同じように悩み苦しんでいる方やそのご家族がいるはずで。

私達は、こうした「旧優生保護法」による被害を受けた方々が、この法律によりひとりでも多く救済されるように、「優生保護法が誤った法律だったこと」、「国がその過ちを認めたこと」、そして、「その被害者を救済する法律ができたこと」を社会に広めていきたいと思えます。

この法律については、子ども家庭庁に「旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページ」が開設されています。

以下、この法律の概要を同ホームページに掲載されている「旧優生保護法補償金等リーフレット（わかりやすい版）」より抜粋しました。[旧優生保護法補償金等特設サイト https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin](https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin)

旧優生保護法による子どもができなくなる手術などをうけた人やおなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人とご家族へ お金をうけとることができます。

- お金をうけとることができる人はどのようなひとですか？
また、うけとるお金はいくらですか？

補償金

- 子どもができなくなる手術などをうけた人
1500万円です。
 - 子どもができなくなる手術などをうけた人の結婚相手
500万円です。
- ※本人がなくなっている場合にはその家族がうけとることができます。

優生手術等一時金

- 子どもができなくなる手術などをうけた人
320万円です。
- ※補償金をうけた場合もうけとることができます。

人工妊娠中絶一時金

- おなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人
200万円です。
- ※補償金をうけた場合もうけとることができます。

- いつまで手続きができますか？
令和12年の1月16日です。

まずは住んでいる都道府県や子ども家庭庁の窓口に相談しましょう。
ご希望があれば手続きを弁護士が無料でお手伝いします。

●子ども家庭庁の窓口
電話番号 03-3595-2575
FAX 03-3595-2753
E-Mail kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp
受付時間 10:00～17:00
※月曜日～金曜日。土日祝日、年末年始を除く。

●群馬県の窓口
旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
電話番号 027-226-2606
FAX 027-226-2100
E-Mail jidouka@pref.gunma.lg.jp

きょうされん第48次国会請願署名の目標は全国100万筆！

きょうされんは創設（1978年）以来、国会請願署名・募金運動に取り組んできました。第1次では、署名7万5千筆、募金400万円を集めました。その後、きょうされんの会員拡大と共に1999年には署名150万7650筆、募金6528万7991円に達しました！

きょうされんの国会請願署名は、これまで国会にて19回の採択を受け、様々な成果を上げてきました。

きょうされんの国会請願署名運動による主な成果！

1. 無認可の小規模事業所の法人化
きょうされんが創立した当時、共同作業所運動が活発化し、全国で障害のある方が日中を過ごす小規模な共同作業所が生まれした。しかし、そうした作業所は無認可で公的な予算もなく厳しい運営でした。きょうされんの運動により、共同作業所の活動が福祉サービスの対象に認められ、多くの作業所が法人化し、福祉サービス事業所に移行し、運営の安定化を図ることができるようになりました。
2. 応益負担を廃止し、応能負担へ
障害者自立支援法が成立し、福祉サービスを利用するには1割の費用負担（応益負担）が義務付けられました。しかし、費用負担により福祉サービスの利用できない人や利用を控える人がいたため、応益負担を廃止し、所得に配慮した応能負担とし、ほとんどの人が負担ゼロで福祉サービスを利用することができるようになりました。
3. 三障害（身体・知的・精神）の共通利用
今では、障害の種別に限らず、同じ福祉サービスを利用できることが当たり前ですが、昔はそれぞれの障害により福祉制度に関する法律が異なり、使えるサービスも異なりました。これも運動の成果です。
4. グループホームの制度化
運動により障害のある人のグループホームの制度化が実現し、多くの方が施設や病院から地域で暮らせるようになりました。

国会請願署名運動によって福祉制度の後退をくい止めましょう！

1999年をピークに署名も募金も下降してきています。また、近年はコロナの影響もあり数字が伸び悩み、昨年の47次では署名65万8027筆、募金2270万5173円まで数字を減らし、なかなか国会での採択に結びつかない状況にあります。私達の願いを国会に届けるには全国で100万筆以上の署名を集めることがとても大切です。署名の1筆1筆は、障害のある方とご家族、支援者など関係者、そして、国民の声です。

国は、軍事費は倍増する一方、私達の暮らしを支える福祉予算を抑制しています。私達が声にしえない限り、福祉は間違いなく後退していきます。

昨年、れいわ新選組の天島議員が参議院代表者会議にて、「きょうされん署名について、これだけの数の国民の声なのだから採択すべき」と答弁されたそうです。これまで、きょうされんの国会請願署名については、多くの野党議員さんにはご理解を頂き、紹介議員になって頂いております。しかし、与党の議員さんで紹介議員になって頂いた方は非常に少なく、前回、自由民主党では16.4%、公明党では13.6%でした。

しかし、昨年の衆議院選挙以降、国会の勢力図が変わりつつあります。過半数割れた与党はこれまでのような強行採決が難しく、野党の顔色を伺わないと国会運営がままならない状況です。まさに今、私達には追い風が吹いていると言えます。何としても100万筆を超える署名を積み上げて私達の願いを現実しましょう。

就労継続支援B型等の報酬の時間払いに断固反対！

昨年春の報酬改定時、生活介護については月額払いから時間払いに報酬制度が改正されました。その結果、利用状況によっては減収となる事業所や、運営が成り立たず事業所の閉鎖も聞かれます。2年後の報酬改定では、就労継続支援B型を含む他の日中系福祉サービスも時間払いの標的となっているため、私達は非常に危惧しています。

報酬の日払いや時間払いは利用状況により報酬が増減し、収入が安定しません。きょうされんは、以前よりこのことを問題とし、国会請願署名で取り上げ、見直しを要求してきました。報酬の時間払いは、私達、障害福祉事業所にとっては死活問題です。是非、皆さんの声で、100万筆の署名を集め、報酬の時間払いを阻止しましょう。

きょうされんの国会請願署名に関するお問い合わせはこちらまで

きょうされん 群馬支部 事務局（みやま工房内）

TEL 0279-54-2947 E-mail: rep@npo-yamanami.jp

担当 笹澤賢一（事務局長）

【活動レポート】

みやま工房 クリスマス会&忘年会

12月25日（水）、今年もクリスマス会&忘年会を行いました。今年も利用者の皆さんの楽しそうな笑顔が見られました。普段の作業中とは違う利用者さんの様子に、私達スタッフも自然と笑顔になりました。

利用者さんたちに感想を聞きましたのでご紹介します。

- ・楽しかった。食べ物がおいしかった。ありがとう。
- ・クリスマス会のご飯は少し揚げ物が多くて食べきれないか心配したけど、何とか食べられました。
- ・来年は料理を作りたい。クリスマス会&忘年会、楽しかった。来年もしたい。
- ・楽しかった。美味しかった。
- ・プライドチキンとかチーズケーキとか以外にも野菜もしっかりと食べられるようになりました。
- ・料理もおいしく、レクも楽しかったです。
- ・クリスマス会をして、一番楽しかった。また来年もクリスマス会がしたい。



【かわら版No.11】

精神疾患は、人間病ではないか？

僕は、あるテレビ番組で知ったのですが、精神病院の暴行事件に「滝山病院事件」がありました。2023年に発覚した東京都八王子市の事件です。看護師5人が逮捕や書類送検され、東京都から改善命令が出されました。

事実は酷いもので、僕のケースにはあり得ない事件でした。スタッフが患者さんに殴る蹴るの暴行、ドクターによる薬剤の過剰投与。実に悲惨な事件でした。

僕は考えます。

「人間は狂っている。精神疾患は、スタッフはおろか、患者さんも、ドクターも、人間も狂わずののではないか？精神疾患は人間病だ。確かに、原因は自然界にはない。人間が生み出した病だ。動物は、精神疾患にはならない」

僕は、これから、精神疾患者としてではなく、混在化社会のマイノリティーの人間としてこの「人間病」と向き合うべきだと思います。

マイノリティーワーキングチーム 星の会